

## 大川広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

〔 令和元年12月25日  
規 則 第 11 号 〕

改正 令和 4年 3月30日規則第 5号

(趣旨)

**第1条** この規則は、大川広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大川広域行政組合条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

**第3条** フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の職種欄の区分及び条例第5条第2項の規定により決定された職務の級に応じ、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給とする。

2 フルタイム会計年度任用職員となった者で経験年数（大川広域行政組合の会計年度任用職員として同種の職に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するものの号給は、前項の規定にかかわらず、次条に定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(経験年数を有する者の号給)

**第4条** フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有するものの号給は、当該連続する経験年数の月数を12月で除した数（0.75未満の端数があるときはこれを切り捨て、0.75以上1未満の端数があるときはこれを1に切り上げた数）に4を乗じ、当該乗じて得た数を前条第1項の規定による号給の号数に加えて得た数を合算した数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

**第5条** 特殊な経験等を有する者でフルタイム会計年度任用職員となったものの号給は、前2条の規定により当該号給を決定した場合に常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮して決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

**第6条** 単純な作業に従事する職種として管理者が定めるものに任用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、前2条の規定は、適用しない。

(給料の支給)

**第7条** 条例第7条において準用する大川広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号。以下「給与条例」という。）第6条第2項に規定す

る給料の支給日は、当月の20日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

**第8条** フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合  
（通勤手当）

**第9条** 条例第8条において準用する給与条例第10条に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当に関し必要な事項については、常勤職員の例による。ただし、通勤手当の支給日は、第7条に規定する給料の支給日に支給する。  
（時間外勤務手当）

**第10条** 条例第10条において準用する給与条例第12条第1項、第3項及び第4項に規定にする時間外勤務手当の支給額の算定については、常勤職員の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（休日勤務手当）

**第11条** 条例第11条において準用する給与条例第13条に規定する休日勤務手当の支給額の算定については、常勤職員の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、休日勤務手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（夜間勤務手当）

**第12条** 条例第12条において準用する給与条例第14条に規定する夜間勤務手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（宿日直手当）

**第13条** 条例第13条第1項において準用する給与条例第17条第1項に規定する宿日直手当の支給される勤務は、大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第1号）第6条に規定する勤務とする。

- 2 条例第13条第1項において準用する給与条例第17条第1項に規定する宿日直手当の支給額その他宿日直手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当）

**第14条** 条例第15条第1項において準用する給与条例第20条から第20条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第15条** 条例第16条の規則で定めるものは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17

8号。以下「祝日法」という。)及び年末年始の休日等の日数に7.75を乗じたものとする。  
(時間外勤務に係る報酬)

**第16条** 条例第20条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第20条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第20条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第20条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務に係る報酬)

**第17条** 条例第21条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

**第18条** 条例第25条第1項において準用する給与条例第20条から第20条の3までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第25条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第25条第1項において読み替えて準用する給与条例第20条第4項の規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(5) 条例第23条に規定する宿日直に係る報酬の額

(報酬の支給)

**第19条** 条例第26条第1項の規則で定める期日(以下「報酬の支給日」という。)は、翌月の20日とする。ただし、その日が祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を報酬の支給日とする。

**第20条** パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復帰した場合

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(時間外勤務に係る報酬等の支給)

**第21条** パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

**第22条** 条例第27条第1号の規則で定めるものは、第15条に規定するものに当該パートタイ

ム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じたものとする。

（休暇時の報酬）

**第23条** 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、大川広域行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年大川広域行政組合規則第12号。以下「勤務時間規則」という。）第6条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第7条及び第8条に規定する有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

（通勤に係る費用弁償）

**第24条** 条例第29条第2項ただし書の規則で定める日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、給与条例第5条の2第1項に規定する短時間勤務職員の例による。

（その他）

**第25条** この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経験年数の特例）

- 2 この規則の施行の日前において、会計年度任用職員が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第3条第2項及び第4条に規定する経験年数とみなす。（特別養護老人ホーム、訪問介護事業所及び老人デイサービスセンターの業務に従事する会計年度任用職員の給料、報酬及び期末手当の支給財源に関する特例）
- 3 当分の間、特別養護老人ホーム、訪問介護事業所及び老人デイサービスセンターの業務に従事する会計年度任用職員の給料、報酬及び期末手当の一部は、その支給財源を、介護職員処遇改善加算及び介護職員処遇改善支援補助金をもって充てものとする。

附 則（令和4年3月30日規則第5号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職種別基準表

| 職 種                              | 基礎号給 |     | 上 限  |     |
|----------------------------------|------|-----|------|-----|
|                                  | 職務の級 | 号 給 | 職務の級 | 号 給 |
| 支援補助員                            | 1    | 1   | 1    | 9   |
| 介護補助員                            | 1    | 1   | 1    | 9   |
| 一般事務員                            | 1    | 14  | 1    | 20  |
| 介護認定審査会事務員                       | 1    | 14  | 1    | 20  |
| 調理員                              | 1    | 16  | 1    | 25  |
| 支援員、介護職員又は訪問介護員                  | 1    | 16  | 1    | 25  |
| 支援員、介護職員又は訪問介護員（介護福祉士の資格を有するもの。） | 1    | 20  | 1    | 30  |
| 埋蔵文化財調査員                         | 1    | 20  | 1    | 27  |
| 生活相談員                            | 1    | 20  | 1    | 25  |
| 栄養士                              | 1    | 30  | 1    | 30  |
| 介護支援専門員                          | 1    | 42  | 1    | 42  |
| 機能訓練指導員（准看護師の資格を有するもの。）          | 1    | 62  | 1    | 62  |
| 看護職員（准看護師の資格を有するもの。）             | 1    | 62  | 1    | 62  |
| 大川広域志度クリーンセンター所長                 | 2    | 10  | 2    | 10  |
| さざんか荘事務長                         | 2    | 10  | 2    | 10  |
| 機能訓練指導員（正看護師等の資格を有するもの。）         | 2    | 36  | 2    | 36  |
| 看護職員                             | 2    | 36  | 2    | 36  |
| 事務局次長                            | 2    | 41  | 2    | 41  |
| さざんか荘園長                          | 2    | 68  | 2    | 68  |
| 事務局長                             | 2    | 68  | 2    | 68  |
| 上記以外の職種                          | 1    | 1   | 1    | 9   |